

育成就労、及び特定技能における日本語教育のあり方について

【意見】

令和7年2月27日

是川 夕

国立社会保障・人口問題研究所

「改正入管法及び育成就労法の関係省令に関する論点」（第1回特定技能制度及び育成就労制度の円滑な施行及び運用に向けた有識者懇談会資料）においては、特定技能2号の在留資格を得るために、B1相当の日本語の試験に合格することを求めるところ、この取り扱いについて、施行後一定期間が経過してから合格を求めるとしてはどうか、という論点が示されている（第1回資料2-2、pp.6-7.）。また、育成就労制度において、A1相当の日本語能力の試験に合格していない外国人が受講するA1相当講習（育成就労実施者が費用を負担）については、認定日本語教育機関による「就労」課程の講習（A1を目標とするもの）の他に、施行後一定の間、登録日本語教員（日本語教育機関認定法による登録を受けた教員）による講習を認めること、相当講習は最低100時間以上実施すること、及び、A2相当の日本語能力試験の合格を目標とする日本語教育の機会を3年間の育成就労の期間を通じて100時間以上、育成就労外国人に対して提供することを育成就労実施者に求めること（育成就労実施者が費用を負担）、当該日本語教育については、認定日本語教育機関による「就労」課程の講習（A2を目標とするもの）を原則としつつ、施行後一定の間は、登録日本語教員による講習を認めるといった論点が示されている（第1回資料2-2、pp.13-14）。

従来の日本語教育においては、留学を前提とした日本語教育が主流であり、就労を目的とした日本語教育機関は限られていたところ、今後、認定日本語教育機関（就労）を始め、就労分野における登録日本語教員をどのように増やすかといった、1）担い手をどう確保するのかといった点に加え、2）何を教えるのか、また、その結果を3）どのようにして測定するのか、という点について明らかにする必要がある。

まず、2）何を教えるのか、という点については、JICE、AJALT、AOTS、日本語教育研究所などに就労のための日本語に関するノウハウがあることから、これらの機関の支援を受け、政府が標準的なカリキュラム、及びテキストを開発する必要がある。これは育成就労から特定技能1号にかけてのものから、特定技能1号から2号にかけてのものなどすべてのレベルをカバーするとともに、制度所管官庁のみならず、業所管官庁の関与の下、特定産業分野ごとの特徴を踏まえたものとする必要がある。

次に、1）誰が教えるのかという点については、認定日本語教育機関「就労」による講習の他、施行後一定期間、登録日本語教員による講習を認める場合であっても、標準的なカリキュラム、及び登録日本語教員の認定日本語教育機関「就労」における研修の受講など、一

定の条件を課すべきである。これは質の担保という側面¹、及び認定日本語教育機関「就労」取得のインセンティブを通した日本語教育事業者の振興にもつながることが期待される。

なお、認定日本語教育機関「就労」による講習を求める場合、日本語教育機関の地域偏在を考慮すれば、現在、同機関認定の要件としている、オンライン授業を全体の3/4以下とするという規定の改定が必要となる。この点については、中央教育審議会生涯学習分科会日本語教育部会にて議論し、所要の改定を行う必要がある。

最後に、3) どのように測定するのかという点については、何を、誰が教えるのかという点を踏まえ、検討すべき。これらの点についてしっかりとした内容とすることができるのであれば、講習修了時の試験の合格を以て可とし、単発の試験の合格を求めないといった措置も可能と考える。

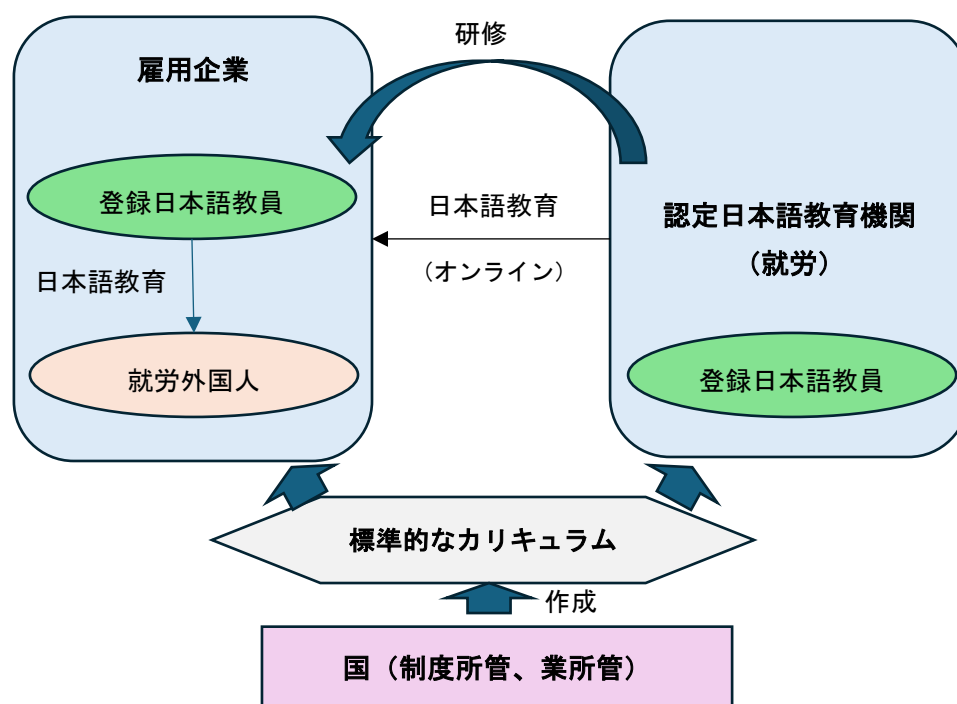
以上を踏まえ、以下の提案を行う。

1. 育成就労制度における育成計画や特定技能2号への移行支援プランの作成において参考となる具体的な日本語教育カリキュラムを、制度施行までに制度所管官庁、及び業所管官庁が作成し、提示すること。
2. 日本語教育の実施主体については、認定日本語教育機関「就労」とすることを基本としつつ、施行から一定期間の間は登録日本語教員による代替を認めつつも、当該教員が認定日本語教育機関「就労」において一定の講習を受けること、及び国が示したカリキュラムに則って行う等、一定の要件を課すこと。
3. 日本語教育の測定方法については、単発の試験によらず、講習の修了（合格）を以て可とするなど、実態に即した測定方法を検討すること。

事務局には、以上の点について検討していただきたい。

¹ 認定日本語教育機関を絡めることで、同機関の文科省に対する定期報告、自己点検結果の公表などを通じたモニタリングも期待される。

(参考) 就労のための日本語教育の供給体制のイメージ図



注1：標準的なカリキュラムの策定に当たっては、JFT-Basicに見られるような就労のために来日する外国人が遭遇する生活場面でのコミュニケーションに必要な日本語能力という部分に加え、より就労に特化した日本語能力について含めるべき。

注2：認定日本語教育機関(就労)ではなく、登録日本語教員による講習を一定期間認める場合、同教員が認定日本語教育機関(就労)で一定の研修を受講すること、及び国が定める標準的なカリキュラムに則って行う等、一定の要件を課す。